

「海上コンテナー詰輸入植物検疫要領」（昭和47年8月24日47農政第4502号農政局長通達）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
(目的及び定義)	(目的および定義)
第1 この要領は植物防疫法（昭和25年5月4日法律第151号。以下「法」という。），同法施行規則（昭和25年6月30日農林省令第73号。以下「規則」という。）及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号。以下「規程」という。）に基づき実施する検疫のうち，コンテナーによって海上輸送される植物の検疫を <u>齊一</u> ，かつ，迅速円滑に実施することを目的とする。	第1 この要領は植物防疫法（昭和25年5月4日法律第151号。以下「法」という。），同法施行規則（昭和25年6月30日農林省令第73号。以下「規則」という。） <u>および</u> 輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号。以下「規程」という。）に基づき実施する検疫のうち，コンテナーによって海上輸送される植物の検疫を <u>整一</u> ，かつ，迅速円滑に実施することを目的とする。
2 この要領で「コンテナー」とは，「コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帖による担保の下で行う貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律」（昭和46年法律第65号）第2条第1号に規定するコンテナーであって，船舶により海上輸送されるものをいい，「密閉形コンテナー」とは，バルクコンテナー，ドライコンテナー，リーファーコンテナー <u>及び</u> 密閉形ベンチレーターコンテナーをいう。	2 この要領で「コンテナー」とは，「コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帖による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律」（昭和46年法律第65号）第2条第1号に規定するコンテナーであって，船舶により海上輸送されるものをいい，「密閉形コンテナー」とは，バルクコンテナー，ドライコンテナー，リーファーコンテナー <u>および</u> 密閉形ベンチレーターコンテナーをいう。
3 この要領で「輸入」とは，外国から本邦に到着したコンテナーを岸壁その他の陸揚場又ははしけ等へ卸下すること（農産園	3 この要領で「輸入」とは，外国から本邦に到着したコンテナーを岸壁その他の陸揚場又ははしけ等へ卸下すること（農蚕園

改 正 後	現 行
<p>し、開扉することなく卸下した場所又はその周辺の埠頭から外航船（支線サービス専用船を含む。）へ積み替える場合におけるその一時的に卸下することは、輸入として取り扱わないものとする。</p> <p>〔新設〕</p> <p>4 電子情報処理組織を使用して行われる検査申請手続等については、この要領に定めるもののほか、「電子情報処理組織による輸入検査関係事務手続要領」（平成9年3月31日付け9農産第232号農産園芸局長通達）に基づき実施するものとする。</p>	<p>に卸下し、開扉することなく卸下した場所又はその周辺の埠頭から外航船（支線サービス専用船を含む。）へ積み替える場合におけるその一時的に卸下することは、輸入として取り扱わないものとする。</p>
<p>（検査申請書の提出）</p> <p>第2 規則第10条の規定による検査申請書（規則第4号様式）の提出は、規則第6条第1項第1号に掲げる港においてコンテナ一詰植物を輸入しようとする者については輸入予定日の前日までに、規則第6条第2項に掲げる港においてコンテナー詰植物を輸入しようとする者については輸入予定日の7日前までに、当該港におけるコンテナー詰植物の検疫を担当する植物防疫所（植物防疫事務所、支所及び出張所を含む。以下同じ。）の植物防疫官に対し行わせるものとする。</p>	<p>（検査申請書の提出）</p> <p>第2 規則第10条の規定による検査申請書（規則第4号様式）の提出は、規則第6条第1項第1号に掲げる港においてコンテナ一詰植物を輸入しようとする者については輸入予定日の前日までに、規則第6条第2項に掲げる港においてコンテナー詰植物を輸入しようとする者については輸入予定日の7日前までに、当該港におけるコンテナー詰植物の検疫を担当する植物防疫所（植物防疫事務所ならびに支所および出張所を含む。以下同じ。）の植物防疫官に対し行なわせるものとする。</p>
2 〔略〕	2 〔略〕
3 検査申請書には、当該港に輸入しようとする植物検疫対象品目及びコンテナー番号を記載した一覧表を添付させるものとす	3 検査申請書には、当該港に輸入しようとする植物検疫対象品目およびコンテナー番号を記載した一覧表を添附させるものとす

改 正 後	現 行
<p>る。ただし、船会社又はコンテナーターミナル管理者から当該一覧表があらかじめ提出されている場合はこの限りでない。</p> <p>なお、種苗類を輸入しようとする場合は、パッキングリスト又はそれに代わる書類をさらに提出させるものとする。</p>	<p>する。ただし、船会社またはコンテナーターミナル管理者から当該一覧表があらかじめ提出されている場合はこの限りでない。</p> <p>なお、種苗類を輸入しようとする場合には、パッキングリストまたはそれにかわる書類をさらに提出させるものとする。</p>
(輸入業務の委任)	(輸入業務の委任)
<p>第3 植物防疫官は、コンテナー詰植物を輸入した者（以下「輸入者」という。）が法第8条第1項の検査（以下「検査」という。）の申請、規則第12条の措置又は法第9条第1項の措置による消毒等の業務を他の者に委任する場合（委任を受けた者を以下「管理者」という。）は、当該業務を委任することを明らかにする書面を提出させるものとする。</p>	<p>第3 植物防疫官は、コンテナー詰植物を輸入した者（以下「輸入者」という。）が法第8条第1項の検査（以下「検査」という。）の申請、規則第12条の措置または法第9条第1項の措置による消毒等の業務を他の者に委任する場合（委任をうけた者を以下「管理者」という。）には、当該業務を委任することを明らかにする書面を提出させるものとする。</p>
(検査の通知)	(検査の通知)
<p>第4 植物防疫官は、第2の検査申請書を受理したときは、規則第11条の規定に基づき、輸入者又は管理者に対し、速やかに検査を行う期日及び場所を通知しなければならない。</p>	<p>第4 植物防疫官は、第2の検査申請書を受理したときは、規則第11条の規定に基づき、輸入者または管理者に対し、すみやかに検査を行なう期日および場所を通知しなければならない。</p>
(検査の場所)	(検査の場所)
<p>第5 検査を行う場所は、原則として当該コンテナーを卸下したコンテナーターミナル内の一定の場所とする。ただし、その場所で検査できない場合及びコンテナーターミナル以外の場所に卸下した場合は、当該輸入港内の植物防疫官の指定する場所とする。</p>	<p>第5 検査を行なう場所は、原則として当該コンテナーを卸下したコンテナーターミナル内の一定の場所とする。ただし、その場所で検査できない場合およびコンテナーターミナル以外の場所に卸下した場合は、当該輸入港内の植物防疫官の指定する場所とする。</p>

改 正 後	現 行
<p>(検査の立会い等)</p> <p>第6 植物防疫官は、規則第12条の規定に基づき輸入者又は管理者を検査に<u>立ち会わせ</u>、当該コンテナーの開扉、荷解き及び荷造りその他の措置を行わせるものとする。</p>	<p>(検査の立会い等)</p> <p>第6 植物防疫官は、規則第12条の規定に基づき輸入者<u>または</u>管理者を検査に<u>立合わせ</u>、当該コンテナーの開扉、荷解き<u>および</u>荷造りその他の措置を行なわせるものとする。</p>
<p>(検査方法及び数量)</p> <p>第7 検査は、コンテナーの内壁及び収容植物の表面等について<u>行った</u>のち、規程別表第1に定める数量について必要に応じふるい別、切断、掘取り又ははく皮等の方法により行うものとする。</p>	<p>(検査方法および数量)</p> <p>第7 検査は、コンテナーの内壁<u>および</u>収容植物の表面等について<u>行なった</u>のち、規程別表第1に定める数量について必要に応じ篩別、切断、掘取り<u>または</u>剥皮等の方法により行なうものとする。</p>
<p>(合格の通知及び証明)</p> <p>第8 植物防疫官は、検査の結果、当該植物が規程第2条の各号に該当すると認められた場合は、これを合格とし、直ちにその旨を輸入者又は管理者に通知するとともに法第9条第4項及び規則第19条の規定により合格した旨の証明をしなければならない。</p>	<p>(合格の通知および証明)</p> <p>第8 植物防疫官は、検査の結果、当該植物が規程第2条の各号に該当すると認められた場合には、これを合格とし、ただちにその旨を輸入者<u>または</u>管理者に通知するとともに法第9条第4項<u>および</u>規則第19条の規定により合格した旨の証明をしなければならない。</p>
<p>(消毒・廃棄等の命令)</p> <p>第9 植物防疫官は、検査の結果、当該植物に<u>検疫有害動植物</u>があると認めたときは、これを不合格として直ちにその旨を輸入者又は管理者に通知し、法第9条第1項の規定に基づき、当該植物を消毒し、又は廃棄すべきことを命じなければならない。</p>	<p>(消毒・廃棄等の命令)</p> <p>第9 植物防疫官は、検査の結果、当該植物に<u>有害動物</u>または<u>有害植物</u>があると認めたときは、これを不合格として<u>ただちに</u>その旨を輸入者<u>または</u>管理者に通知し、法第9条第1項の規定に基づき、当該植物を消毒し、<u>または</u>廃棄すべきことを命じなければならない。</p>

改 正 後	現 行
2 植物防疫官は、前項の場合又は禁止品がある場合において、当該植物をコンテナーから搬出して消毒又は廃棄する場合は、必要に応じて搬出後空になったコンテナーの消毒を命じなければならない。	2 植物防疫官は、前項の場合または禁止品がある場合において当該植物をコンテナーから搬出して消毒または廃棄する場合は必要に応じて搬出後空になったコンテナーの消毒をも命じなければならない。
3 [略]	3 [略]
4 植物防疫官は、輸入者又は管理者に対しくん蒸による消毒を命じた場合は、植物検疫くん蒸における危害防止対策要綱（昭和43年4月22日付け43農政B第699号農政局長通達）を遵守するよう指導するものとする。 なお、植物を密閉形コンテナー又は非密閉形ベンチレーター コンテナーでくん蒸する場合は、くん蒸中は当該コンテナーの周囲3メートル以内への立入りを禁止させ、木材をオープントッピングコンテナー、フラットラックコンテナーでくん蒸する場合は、当該コンテナーの周囲15メートル以内への立入りを禁止させるよう併せて指導するものとする	4 植物防疫官は、輸入者又は管理者に対しくん蒸による消毒を命じた場合は、植物検疫くん蒸における危害防止対策要綱（昭和43年4月22日付け43農政B第699号農政局長通達）を遵守するよう指導するものとする。なお、植物を密閉形コンテナー又は非密閉形ベンチレーター コンテナーでくん蒸する場合には、くん蒸中は当該コンテナーの周囲3メートル以内への立ち入りを禁止させ、木材をオープントッピングコンテナー、フラットラックコンテナーでくん蒸する場合には、当該コンテナーの周囲15メートル以内への立ち入りを禁止させるようあわせて指導するものとする。
5 植物防疫官は、第1項及び第2項の場合において、輸入者又は管理者の要求があったときは、消毒又は廃棄命令書（規則第11号様式）を交付しなければならない。	5 植物防疫官は、第1項および第2項の場合において、輸入者または管理者の要求があったときには、消毒または廃棄命令書（規則第11号様式）を交付しなければならない。
(処分の基準) 第10 [略]	(処分の基準) 第10 [略]

改 正 後	現 行
<p>(消毒を行う場所)</p> <p>第11 消毒を行う場所は、原則として当該コンテナー詰植物を検査した場所とする。ただし、輸入者又は管理者から、当該輸入港の港域内及び港頭地域内の他の場所へ移動して消毒したい旨の申出があり、検疫有害動植物の分散を防止できると認めたときは、植物防疫官は、これを行わせることができる。</p> <p>2 植物防疫官は、前項の規定にかかわらず、輸入者又は管理者から、前項以外の場所へ輸送して消毒したい旨の申請書（別記様式1号）の提出があった場合において、次に掲げる条件のすべてに該当し、かつ、検疫有害動植物の分散防止等の取締りが可能であると認めたときは、これを行わせることができる。ただし、陸路輸送については、当該コンテナーが密閉形コンテナーであり、かつ、消毒する場所が規則第6条第1項の港である場合又は、非密閉形コンテナーにあっては植物防疫官が認めた場合に限るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 輸入港での消毒が施設等の関係から困難であると認められること。 (2) 輸送に際し、輸入者又は管理者によりコンテナーに封印がなされていること。 (3) 輸送中に事故が生じた場合は、直ちに出発地の植物防疫所に連絡し、必要な措置をとる体制がとられていること。 	<p>(消毒を行なう場所)</p> <p>第11 消毒を行なう場所は、原則として当該コンテナー詰植物を検査した場所とする。ただし、輸入者または管理者から、当該輸入港の港域内および港頭地域内の他の場所へ移動して消毒したい旨の申し出があり、有害動物または有害植物の分散を防止できると認めたときには、植物防疫官は、これを承認することができる。</p> <p>2 植物防疫官は、前項の規定にかかわらず、輸入者または管理者から、前項以外の場所へ輸送して消毒したい旨の申請書（別記様式1号）の提出があった場合において、次に掲げる条件のすべてに該当し、かつ、有害動物または有害植物の分散防止等の取締りが可能であると認めたときには、植物防疫所長（植物防疫事務所長ならびに支所長および出張所長を含む。）の許可を得てこれを承認することができる。ただし陸路輸送については、当該コンテナーが密閉形コンテナーであり、かつ、消毒する場所が規則第6条第1項の港である場合または、非密閉形コンテナーにあっては植物防疫官が認めた場合に限るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 輸入港での消毒が施設等の関係から困難であると認められること。 (2) 輸送に際し、輸入者または管理者によりコンテナーに封印がなされていること。 (3) 輸送中に事故が生じた場合には、直ちに出発地の植物防疫所に連絡し、必要な措置をとる体制がとられていること。

改 正 後	現 行
<p>(4) 消毒すべき植物をコンテナーから搬出して消毒する場合は、着地において消毒を行う倉庫等の施設が消毒効果を十分確保し得るものであること。また、空になったコンテナーの消毒及び清掃をその場所において実施できる体制にあること。</p> <p>(5) 消毒を実施する者が消毒についての技術を有し、責任をもって当該消毒を実施すると認められること。</p>	<p>(4) 消毒すべき植物をコンテナーから搬出して消毒する場合は、着地において消毒を行なう倉庫等の施設が消毒効果を十分確保し得るものであること。また、空になったコンテナーの消毒および清掃をその場所において実施できる体制にあること。</p> <p>(5) 消毒を実施する者が消毒についての技術を有し、責任をもって当該消毒を実施すると認められること。</p>
<p>3 輸入者又は管理者から当該コンテナー詰植物を検査した港頭地域から他の港頭地域へ当該植物を他の輸送機器に積替えた後陸路輸送して消毒したい旨の申出があった場合は、「消毒貨物の積替陸路輸送取締実施要領」（昭和61年1月30日付け農蚕第473号農蚕園芸局長通達）の規定によるものとする。</p>	<p>3 輸入者又は管理者から当該コンテナー詰植物を検査した港頭地域から他の港頭地域へ当該植物を他の輸送機器に積み替えた後陸路輸送して消毒したい旨の申し出があった場合には、「消毒貨物の積み替え陸路輸送取締実施要領」（昭和61年1月30日付け農蚕第473号農蚕園芸局長通達）の規定によるものとする。</p>
<p>（くん蒸施設の指定）</p> <p>第12 [略]</p>	<p>（くん蒸施設の指定）</p> <p>第12 [略]</p>
<p>2 植物防疫官は、コンテナーにつき前項の指定を受けようとする者に対し、くん蒸施設指定申請書（別記様式2号）に当該コンテナーの構造明細書を添えて、植物防疫所長に提出させるものとする。</p>	<p>2 植物防疫官は、コンテナーにつき前項の指定を受けようとする者に対し、くん蒸施設指定申請書（別記様式2号）に当該コンテナーの構造明細書を添えて、植物防疫所長に提出させるものとする。</p>
<p>3 植物防疫官は、指定審査を船社別、製造会社別、設計図別に行い、指定を受けようとするコンテナーの申請書ごとに、ガス保有力審査又は気密度審査にあっては、申請数量の平方根値（</p>	<p>3 植物防疫官は、指定審査を船社別、製造会社別、設計図別に行い、指定を受けようとするコンテナーの申請書ごとに、ガス保有力審査又は気密度審査にあっては、申請数量の平方根値（</p>

改 正 後	現 行
<p>小数点以下の端数は<u>切上げ</u>とし、最低数は3コンテナーとする。)以上のコンテナーを、循環装置審査にあっては、5コンテナー以上を審査し、その結果がすべて別表2の基準に適合している場合は、植物防疫所長は当該コンテナーを船社別、製造会社別、設計図別に指定するものとする。ただし、同一種類、同一長さのコンテナーで同一設計図の循環装置を有するものについて、既に指定を行ったことがある場合にあっては、循環装置審査は省略することができる。</p>	<p>小数点以下の端数は<u>切り上げ</u>とし、最低数は3コンテナーとする。)以上のコンテナーを、循環装置審査にあっては、5コンテナー以上を審査し、その結果がすべて別表2の基準に適合している場合に、植物防疫所長は当該コンテナーを船社別、製造会社別、設計図別に指定するものとする。ただし、同一種類、同一長さのコンテナーで同一設計図の循環装置を有するものについて、既に指定を行ったことがある場合にあっては、循環装置審査は省略することができる。</p>
<p>4 植物防疫所長は、コンテナーをくん蒸施設として指定するときは、申請者に対しその旨をくん蒸施設指定通知書（別記様式3号）により、通知するとともに、当該コンテナーの扉に別記様式4号の<u>表示</u>をさせるものとする。</p>	<p>4 植物防疫所長は、コンテナーをくん蒸施設として指定するときは、申請者に対しその旨をくん蒸施設指定通知書（別記様式3号）により、通知するとともに、当該コンテナーの扉に別記様式4号の<u>標示</u>をさせるものとする。</p>
<p>5 植物防疫所長は、前項の指定を行ったときは、他の植物防疫所長及び農産園芸局植物防疫課長に通報し、また、植物防疫所（本項においては本所及び事務所とする。）において公示するものとする。</p>	<p>5 植物防疫所長は、前項の指定を行なったときは、他の植物防疫所長および農林省農政局植物防疫課長に通報し、また植物防疫所（本項においては本所および事務所とする。）において公示するものとする。</p>
<p>(消毒実施の報告)</p> <p>第13 植物防疫官は、輸入者又は管理者が消毒を実施したときは、その旨を報告させるとともに当該実施者に消毒実施記録表（別記様式5号）を提出させるものとする。</p>	<p>(消毒実施の報告)</p> <p>第13 植物防疫官は、輸入者または管理者が消毒を実施したときには、その旨を報告させるとともに当該実施者に消毒実施記録表（別記様式5号）を提出させるものとする。</p>

改 正 後	現 行
(消毒効果の確認) 第14 植物防疫官は、第13の報告を受けたときは、その効果について確認を行わなければならない。	(消毒効果の確認) 第14 植物防疫官は、第13の報告を受けたときには、その効果について確認を行なわなければならない。
2 植物防疫官は、前項の確認の結果、検疫有害動植物があると認めたときは、輸入者又は管理者に対し、さらに消毒を行わせなければならない。	2 植物防疫官は、前項の確認の結果、なお有害動物または有害植物があると認めたときには、輸入者または管理者に対し、さらに消毒を行なわせなければならない。
(輸入認可証の交付) 第15 植物防疫官は、輸入者又は管理者から、通関を行うための輸入認可証明書の発給申請があったときは、当該植物の取締りに支障がない場合に限り輸入認可証明書（穀類等にあっては輸入穀類等検疫要綱別記様式3、木材にあっては輸入木材検疫要綱別記様式5、種苗（規則第14条に定める種苗で隔離栽培を行うものを除く。）にあっては輸入種苗検疫要綱別記様式6、青果物にあっては輸入青果物検疫要綱別記様式7、その他の植物にあっては規則第8号様式）を交付することができる。	(輸入認可証の交付) 第15 植物防疫官は、輸入者又は管理者から、通關を行なうための輸入認可証明書の発給申請があったときには、当該植物の取締りに支障がない場合に限り輸入認可証明書（穀類等にあっては輸入穀類等検疫要綱別記様式3、木材にあっては輸入木材検疫要綱別記様式5、種苗（規則第14条に定める種苗で隔離栽培を行うものを除く。）にあっては輸入種苗検疫要綱別記様式6、青果物にあっては輸入青果物検疫要綱別記様式7、その他の植物にあっては規則第8号様式）を交付することができる。
(業務の移管) 第16 植物防疫官は、第11の第1項のただし書き及び第11の第2項による承認を行う場合は、当該コンテナーが到着する場所を担当する植物防疫所に対し、あらかじめ通報し当該植物についての検査申請書の写し及び第11の第2項の場合にあっては同項に定める申請書の写し等の関係書類を一括して送付するものとする。	(業務の移管) 第16 植物防疫官は、第11の第1項のただし書きおよび第11の第2項による承認を行なう場合は、当該コンテナーが到着する場所を担当する植物防疫所に対し、あらかじめ通報し当該植物についての検査申請書の写しおよび第11の第2項の場合にあっては同項に定める申請書の写し等の関係書類を一括して送付するものとする。

改 正 後	現 行																																																																																																												
<p>別記様式 1 号</p> <p style="text-align: center;">コンテナー詰植物輸送後消毒申請書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>植物防疫所 [支所] 植物防疫官 殿 住所 氏名</p> <p>月 日 港入港 丸 積のコンテナー詰 号</p> <p>下記により [水路 陸路] 輸送したのち消毒したいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1 品名</td> <td style="width: 15%;">コンテナー数</td> <td style="width: 15%;">数量</td> <td style="width: 10%;">袋</td> <td style="width: 10%;">箱</td> <td style="width: 10%;">kg</td> </tr> <tr> <td>2 輸送期日</td> <td>年 月 日出発</td> <td>年 月 日到着</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>3 輸送方法及び経路</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>4 輸送責任者住所氏名</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>5 消毒方法</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>6 消毒期日及び場所</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>7 消毒実施者</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>8 コンテナー符号及び番号</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>9 封印番号</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table> <hr/> <p>上記の計画により実施されない。なお、輸送後の消毒場所を担当する植物防疫所に消毒計画書を提出して、計画の認定を受けること。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">植物防疫官 氏 名</p>	1 品名	コンテナー数	数量	袋	箱	kg	2 輸送期日	年 月 日出発	年 月 日到着				3 輸送方法及び経路						4 輸送責任者住所氏名						5 消毒方法						6 消毒期日及び場所						7 消毒実施者						8 コンテナー符号及び番号						9 封印番号						<p>別記様式 1 号</p> <p style="text-align: center;">コンテナー詰植物輸送後消毒申請書</p> <p style="text-align: center;">昭和 年 月 日</p> <p>植物防疫所 [支所] 植物防疫官 殿 住所 氏名</p> <p>月 日 港入港 丸 積のコンテナー詰 号</p> <p>下記により [水路 陸路] 輸送したのち消毒したいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1 品名</td> <td style="width: 15%;">コンテナー数</td> <td style="width: 15%;">数量</td> <td style="width: 10%;">袋</td> <td style="width: 10%;">箱</td> <td style="width: 10%;">kg</td> </tr> <tr> <td>2 輸送期日 昭和 年 月 日出発 昭和 年 月 日到着</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>3 輸送方法及び経路</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>4 輸送責任者住所氏名</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>5 消毒方法</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>6 消毒期日および場所</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>7 消毒実施者</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>8 コンテナー符号および番号</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>9 封印番号</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table> <hr/> <p>上記の計画により実施されない。なお、輸送後の消毒場所を担当する植物防疫所に消毒計画書を提出して、計画の認定を受けること。</p> <p>昭和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">植物防疫官 氏 名</p>	1 品名	コンテナー数	数量	袋	箱	kg	2 輸送期日 昭和 年 月 日出発 昭和 年 月 日到着						3 輸送方法及び経路						4 輸送責任者住所氏名						5 消毒方法						6 消毒期日および場所						7 消毒実施者						8 コンテナー符号および番号						9 封印番号					
1 品名	コンテナー数	数量	袋	箱	kg																																																																																																								
2 輸送期日	年 月 日出発	年 月 日到着																																																																																																											
3 輸送方法及び経路																																																																																																													
4 輸送責任者住所氏名																																																																																																													
5 消毒方法																																																																																																													
6 消毒期日及び場所																																																																																																													
7 消毒実施者																																																																																																													
8 コンテナー符号及び番号																																																																																																													
9 封印番号																																																																																																													
1 品名	コンテナー数	数量	袋	箱	kg																																																																																																								
2 輸送期日 昭和 年 月 日出発 昭和 年 月 日到着																																																																																																													
3 輸送方法及び経路																																																																																																													
4 輸送責任者住所氏名																																																																																																													
5 消毒方法																																																																																																													
6 消毒期日および場所																																																																																																													
7 消毒実施者																																																																																																													
8 コンテナー符号および番号																																																																																																													
9 封印番号																																																																																																													

改 正 後							現 行																																		
別記様式2号							別記様式2号																																		
<p style="text-align: center;">くん蒸施設指定申請書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">植物防疫所長 殿</p> <p style="text-align: center;">住所 氏名</p> <p style="text-align: center;">下記のコンテナーをくん蒸施設として認定されなく当該コンテナーの構造明細書 を添えて申請いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>コンテナーの種類 (設計図面)</th> <th>コンテナー 番号</th> <th>製造年月</th> <th>内容積</th> <th>製造会社名</th> <th>主な 材質</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>							コンテナーの種類 (設計図面)	コンテナー 番号	製造年月	内容積	製造会社名	主な 材質	備 考								<p style="text-align: center;">くん蒸施設指定申請書</p> <p style="text-align: center;">昭和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">植物防疫所長 殿</p> <p style="text-align: center;">住所 氏名</p> <p style="text-align: center;">下記のコンテナーをくん蒸施設として認定されなく当該コンテナーの構造明細書 を添えて申請いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>コンテナーの種類 (設計図面)</th> <th>コンテナー 番号</th> <th>製造年月</th> <th>内容積</th> <th>製造会社名</th> <th>主な 材質</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>							コンテナーの種類 (設計図面)	コンテナー 番号	製造年月	内容積	製造会社名	主な 材質	備 考							
コンテナーの種類 (設計図面)	コンテナー 番号	製造年月	内容積	製造会社名	主な 材質	備 考																																			
コンテナーの種類 (設計図面)	コンテナー 番号	製造年月	内容積	製造会社名	主な 材質	備 考																																			

改 正 後	現 行
<p>別記様式3号</p> <p>くん蒸施設指定通知書</p> <p style="text-align: center;">番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">植物防疫所長</p> <p>コンテナー詰輸入植物検疫要領第12に定めるくん蒸施設として、貴社から指定申請のあったコンテナーは、下記の条件を付して、別記のとおり指定する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 指定を受けたくん蒸施設に次の事項が生じたときは、遅滞なくその旨を植物防疫所長に届け出ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該くん蒸施設の一部又は全部が破損した場合 (2) 当該くん蒸施設の一部又は全部を改造した場合 <p>2 指定を受けたくん蒸施設であっても次の事項が生じたときは、当該くん蒸施設の指定の取り消し、又は使用の一時停止を行うことがあること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)くん蒸成績が不良なとき (2)改造、破損等により当該くん蒸施設がくん蒸施設の指定基準に適合しなくなったとき (3)当該くん蒸施設の指定申請者又は管理責任者が植物防疫官がくん蒸効果を確保するため、又は危害防止のため指示した事項に反する行為を行ったとき <p>別記 [略]</p>	<p>別記様式3号</p> <p>くん蒸施設指定通知書</p> <p style="text-align: center;">番 号 昭和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">植物防疫所長</p> <p>コンテナー詰輸入植物検疫要領第12に定めるくん蒸施設として、貴社から指定申請のあったコンテナーは、下記の条件を付して、別記のとおり指定する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 指定を受けたくん蒸施設に次の事項が生じたときは、遅滞なくその旨を植物防疫所長に届け出ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該くん蒸施設の一部または全部が破損した場合 (2) 当該くん蒸施設の一部または全部を改造した場合 <p>2 指定を受けたくん蒸施設であっても次の事項が生じたときは、当該くん蒸施設の指定の取り消し、使用の一時停止を命ずることがあること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)くん蒸成績が不良なとき (2)改造、破損等により当該くん蒸施設がくん蒸施設の指定基準に適合しなくなったとき (3)当該くん蒸施設の指定申請者または管理責任者が植物防疫官がくん蒸効果を確保するため、または危害防止のため指示した事項に反する行為を行なったとき <p>別記 [略]</p>

改 正 後	現 行
<p>別記様式4号 (図略)</p> <p>〔備考〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 円内は黄色とし、周囲の色（円に外接する正方形）は青色、文字は黒色とする。 2 年月は指定年月とし、「1972-MAY」のように記入する。 3 No.：は各植物防疫所及び植物防疫事務所ごとの指定番号とし、頭に所別記号Y. N. K. M. NAHをつけ、「Y-1」、「N-2」のように記入する。 4 []は、指定を行った植物防疫所及び植物防疫事務所名を欧文でYOKOHAMAのように記入する。 	<p>別記様式4号 (図略)</p> <p>〔備考〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 円内は黄色とし、周囲の色（円に外接する正方形）は青色、文字は黒色とする。 2 年月は指定年月とし、「1972-MAY」のように記入する。 3 No.：は各植物防疫所および植物防疫事務所毎の指定番号とし、頭に所別記号Y. N. K. M. NAHをつけ、「Y-1」、「N-2」のように記入する。 4 []は、指定を行なった植物防疫所および植物防疫事務所名を欧文でYOKOHAMAのように記入する。

改 正 後

別記様式5号

消毒実施記録表

(会社名)

積載船名	品名	数量	※申請書番号
コンテナ・符號・番号		封印 番号	
内 容 積	収容比	指定	有 無
薬品名・数量	g(錠) (1箇当り)		
カス循環装置等の有無	循環装置 有 無	送風機	使用 使用せず
投 薬	年月日 時 分	庫内温 ℃	穀温 ℃
投 薬 立会者名	コンテナ所有者	作業主任者	作業員
※ 開 放	年月日 時 分	庫内温 ℃	穀温 ℃
開 放 立会者	コンテナ所有者	作業主任者	作業員
※ 残留カス濃度	※供試虫 ※判定		
※ 備 考		* 植物防疫官	
		※ 植物防疫官	
	* 担当官	投薬※	※開放

(注意事項)

- 本表は、※以外の欄に所要事項を記入して、植物防疫官の消毒立会いの際に提出すること。
- 同時くん蒸される消毒対象外貨物は、品名、数量欄のみに記入すること。
- 投薬立会者名及び開放立会者名の欄には、くん蒸側及びコンテナ所有者側の実施者名並びに立会者名をそれぞれ連記すること。

現 行

別記様式5号

消毒実施記録表

(会社名)

積載船名	品名	数量	※申請書番号
コンテナ・符號・番号		封印 番号	
内 容 積	収容比	指定	有 無
薬品名・数量	g(錠) (1箇当り)		
カス循環装置等の有無	循環装置 有 無	送風機	使用 使用せず
投 薬	年月日 時 分	庫内温 ℃	穀温 ℃
投 薬 立会者名	コンテナ所有者	作業主任者	作業員
※ 開 放	年月日 時 分	庫内温 ℃	穀温 ℃
開 放 立会者	コンテナ所有者	作業主任者	作業員
※ 残留カス濃度	※供試虫 ※判定		
※ 備 考		所※課 長	係※ 長
		組※ 員	投 薬※

(注意事項)

- 本表は、※以外の欄に所要事項を記入して、植物防疫官の消毒立会いの際に提出すること。
- 同時くん蒸される消毒対象外貨物は、品名、数量欄のみに記入すること。
- 投薬立会者名および開放立会者名の欄には、くん蒸側およびコンテナ所有者側の実施者名ならびに立会者名をそれぞれ連記すること。